

会 則

第 1 章 総則

1.名称

この法人は、一般社団法人プラネタリーヘルスイニシアティブ（以下「当法人」という。）と称する。

2.事務所

当法人の主たる事務所を東京都千代田区に置く。

3.目的

当法人は、人を含む地球システム全体の健康・ウェルビーイングを意味する国際目標「プラネタリーヘルス」の推進を目的とする。

4.事業

当法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) プラネタリーヘルスの普及、啓発、人材育成
- (2) プラネタリーヘルスを推進する企業活動支援
- (3) プラネタリーヘルスを推進する政策提言
- (4) 日本版プラネタリーヘルスダイエットの構築と推進、発展
- (5) 微生物循環学の確立と農食歯医連携～アグリデントメディスンの推進
- (6) 環境、空間と人の健康、ウェルビーイングの関連についてエビデンス蓄積と推進
- (7) プラネタリーヘルスに基づく地方創生 2.0 の推進
- (8) 都市と地方、グローバルをつなぐプラネタリーヘルス経済、社会基盤構築
- (9) その他、プラネタリーヘルスに関連する事業

第 2 章 会員等

5.会員

当法人に次の会員を置く。

- (1) 一般会員（個人） 当法人の目的に賛同し、活動に参画する意思を持って入会した個人。
- (2) 一般会員（法人） 当法人の目的に賛同し、活動に参画する意思を持って入会した法人。

- (3) 特別会員 当法人に対し功労のあった者又は学識経験者で社員総会又は理事会において推薦された者

6. 入会金及び会費

会員は、社員総会において別に定める会員規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

7. 任意退会

会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

8. 除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

9. 会員の資格喪失

会員は、前2条の場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入

10. 会員資格喪失に伴う権利及び義務

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない

11. 会員名簿

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 役員等

12. 役員

当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事から業務執行理事を選定すること

13. 役員の選任等

当法人の役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

14. 理事の職務及び権限

代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

3 代表理事及び代表理事以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

15. 監事の職務及び権限

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

16. 役員の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

17. 役員の解任

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に

基づいて行わなければならない。

18. 顧問

当法人に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、当法人に対し功労のあった者又は学識経験者、実務経験者、業界での功績が顕著な者等の中から、理事会において選任する。

3 顧問は、当法人の業務運営に関し代表理事の諮問に応え、代表理事に意見を述べる。

4 顧問に対しては、理事会において別に定める支給基準に従い、顧問料を支払うことができる。

5 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

19. 報酬等

役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する実費費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

20. 責任免除

当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合
には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度と
して免除することができる。

第4章 理事会

21. 構成

当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

22. 権限

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則又は規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

23. 決議

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第5章 計算

24. 事業年度

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

25. 事業報告及び決算

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第6章 解散等

26. 解散

当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

27. 剰余金の不分配

当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

28. 残余財産の帰属

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委員会

29. 委員会

当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

30. 事務局

当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 倫理

31. 反社会的勢力への対応

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、直ちに会員資格を停止し除名することができるものとする。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
- 2 反社会的勢力が経営を支配している、あるいは実質的に関与していると認められるとき。
- 3 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- 4 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 5 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、直ちに会員資格を停止し除名することができるものとする。
- 6 当法人は、本条の規定により、会員の除名をした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

32. 禁止事項

- 1 法令又は公序良俗に違反する行為
- 2 当法人及び当法人の会員を誹謗・中傷する行為
- 4 当法人を利用して宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- 5 当法人を利用してネットワークビジネスや自己啓発セミナー、それに類するビジネスなどへの勧誘行為
- 6 当法人を利用して政治・選挙活動の勧誘行為
- 7 当法人会員への過度な売り込みや営業行為
- 8 当法人又は第三者の知的財産、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- 9 その他、事務局が不適切と判断する行為

第 10 章 雑則

33. 改廃

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

34. その他

当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この会則は、2025 年 5 月 18 日から施行する。